

# 水道法 水質管理目標設定項目に PFOS、PFOAが追加されました

ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下、「PFOS」と略)及びペルフルオロオクタン酸(以下、「PFOA」と略)は、水道法の要検討項目<sup>-備考1</sup>から水質管理目標設定項目<sup>-備考2</sup>に変更されました。また暫定目標値は2020年4月1日から施行になりました。

備考:

<sup>-備考1</sup> 要検討項目: 毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目です。

<sup>-備考2</sup> 水質管理目標設定項目: 水道水中、検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。

**暫定目標値: PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L (=50ng/L)**

## 水質管理目標設定項目への追加された背景

厚生労働省はわが国の水道水の原水または浄水から、PFOS及びPFOAが検出する状況が継続しているため、当面、水質管理に注意を払っていく必要があるとして暫定目標値を設定しました。

水道水の原水または浄水中からPFOS及びPFOAが検出した状況は、「厚生労働大臣許可及び都道府県知事許可の水道事業体」及び「水道水供給事業者」が実施したデータを表1<sup>-備考3</sup>にまとめました。

備考:

<sup>-備考3</sup> 厚生労働省 令和元年度第2回水質基準逐次改正検討会資料より、各都道府県を通して収集及び集計した水質結果の抜粋

表1 PFOS及びPFOAの測定地点数、検出地点及びその最大値(年度別)<sup>-備考4,5</sup>

		測定地点数		定量下限値以上で検出された地点				最大値(ng/L)	
				地点数		割合(%)			
		原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
PFOS+PFOA	平成28年度	91	112	39	35	42.9	31.3	63	30
	平成29年度	95	122	35	45	36.8	36.9	80	64
	平成30年度	117	142	41	50	35.0	35.2	275	130

備考:

<sup>-備考4</sup> 定量下限値: PFOS及びPFOAの定量下限値、0.07~10(ng/L)と測定地点により、異なります。

<sup>-備考5</sup> 最大値: PFOS+PFOAの最大値(ng/L)、平成28年度及び29年度は同一地点において複数回測定した場合の「PFOS及びPFOAそれぞれの最大値/年間」です。また平成30年度は一回の測定で検出した値です。尚、この表中にはPFOS及びPFOAの何れかのみを測定した地点も含まれます。

## 諸外国の暫定目標値との比較

日本の水道水中の暫定目標値は、主要な各国の目標値と比べ、表2のとおり低く定められています。

これは諸外国における有害性評価値のうち、妥当な値、さらには安全面に配慮した最小値が暫定目標値の算出に採用されているためです。

一方、PFOS及びPFOAの暫定目標値が両物質の量の和で設定された理由は、両物質の毒性に関する類似性が考慮されているためです。

表2 WHO及び諸外国における飲料水中のPFOS及びPFOAの目標値

	PFOS(ng/L)	PFOA(ng/L)
WHO	なし	なし
日本	合算で 50	
米国	合算で 70	
ドイツ	300	300
英国	300	10,000

PFOS及びPFOAの分析を承っております。お気軽にお問合せください。

担当: 研究開発部 長谷川(知)、田沼(内線330、224)(フリーダイヤル 0120-01-2590)

